

## 5. 空港使用料

### (収入概要)

空港法（昭和31年4月20日法律第80号）において、特定地方管理空港及び地方管理空港等について、以下により規定されている。

「空港法」より抜粋

(国際航空輸送網又は国内航空輸送網の拠点となる空港の設置及び管理)

第4条 次に掲げる空港は、国土交通大臣が設置し、及び管理する。

- 一 成田国際空港
- 二 東京国際空港
- 三 中部国際空港
- 四 関西国際空港
- 五 大阪国際空港
- 六 前各号に掲げるもののほか、国際航空輸送網又は国内航空輸送網の拠点となる空港として政令で定めるもの

(国際航空輸送網又は国内航空輸送網を形成する上で重要な役割を果たす空港の設置及び管理)

第5条 前条第一項各号に掲げる空港以外の空港であつて、国際航空輸送網又は国内航空輸送網を形成する上で重要な役割を果たすものとして政令で定める空港（以下「地方管理空港」という。）は、政令で定める関係地方公共団体が協議して定める地方公共団体が設置し、及び管理する。

注1) 山形空港は、空港法第4条第1項第6号及び同法附則第3条第1項及び第2項で規定する「特定地方管理空港」であり、国土交通大臣が設置し、地方公共団体が管理する。

注2) 庄内空港は、空港法第5条で規定する「地方管理空港」であり、地方公共団体が設置及び管理する。

上記を受け、山形県では「山形県空港管理条例（昭和39年3月28日山形県条例第11号）」を定め、東根市にある「山形空港」と、酒田市にある「庄内空港」の管理を行っている。

「山形県空港管理条例」より抜粋

(趣旨)

第1条 この条例は、山形空港及び庄内空港（以下「空港」という。）の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

また、両空港の他、県では「米沢ヘリポート条例（平成3年12月20日山形県条例第76号）」により公共用ヘリポートとして「米沢ヘリポート」を設置している。公共用へ

リポートとは、常設で、不特定多数のヘリコプターの離発着及び運用の為に設けられたヘリポートのことをいい、ヘリコプターを所有する者は運用時間内であれば、申請のうえ利用が可能なヘリポートである。

「米沢ヘリポート条例」より抜粋  
(設置)

第1条 県民の航空交通の用に供するため、米沢ヘリポート（以下「ヘリポート」という。）を米沢市に設置する。

(ヘリポートの施設の使用等)

第3条 ヘリコプターの離着陸又は停留のためヘリポートの施設（滑走路、誘導路及びエプロンに限る。以下同じ。）を使用しようとする者は、あらかじめ知事に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

空港又はヘリポートを利用した場合、空港管理者は着陸料等（着陸料その他の滑走路等の使用に係る料金をいう。以下同じ。）を使用者から徴収することができる。

「空港法」より抜粋  
(着陸料等)

第13条 空港管理者は、着陸料等（着陸料その他の滑走路等の使用に係る料金をいう。以下同じ。）を定めようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

「山形県空港管理条例」より抜粋  
(着陸料等の徴収)

第16条 県は、使用者から別表第1に定める着陸料及び停留料（以下「着陸料等」という。）を徴収する。ただし、停留料は、航空機の空港における停留時間が6時間未満の場合は、徴収しない。

2 前項の着陸料等は、あらかじめ知事が承認した場合を除き、着陸料にあつては着陸直後に、停留料にあつては停留を終わったときに、これを徴収する。

「米沢ヘリポート条例」より抜粋  
(着陸料等の徴収)

第14条 県は、使用者から別表に定める着陸料及び停留料（以下「着陸料等」という。）を徴収する。ただし、停留料は、ヘリコプターのヘリポートにおける停留時間が6時間未満の場合は、徴収しない。

2 前項による着陸料等は、あらかじめ知事が承認した場合を除き、着陸料にあつては着陸直後に、停留料にあつては停留を終えたときに、これを徴収する。

(着陸料等の減免)

第15条 知事は、災害その他特別の理由があると認める場合は、規則で定めるところにより、着陸料等を減免することができる。

【山形空港及び庄内空港の料金体系】

区分	金額
着陸料	<p>ターボジェット発動機を装備する航空機(以下「ターボジェット機」という。)にあつては第1号に定めるところにより算出して得た金額、ターボジェット機以外の航空機にあつては第2号に定めるところにより算出して得た金額</p> <p>(1) 着陸1回ごとに、国内航空に従事する航空機にあつてはイ及びロの金額の合計額に1.05を乗じて得た金額、国際航空に従事する航空機にあつてはイ及びロの金額の合計額(国際航空に従事する航空機で自家用航空機であるものにあつては、当該金額に1.05を乗じて得た金額)</p> <p>イ 航空機の重量(最大離陸重量をいう。以下同じ。)に応じて、次に定めるところにより算出して得た金額</p> <p>(イ) 重量が25トン以下の部分 1トン(1トン未満の端数があるときは、当該端数は1トンとする。以下同じ。)ごとに1,100円</p> <p>(ロ) 重量が25トンを超え100トン以下の部分 1トンごとに1,500円</p> <p>(ハ) 重量が100トンを超える部分 1トンごとに1,700円</p> <p>ロ 国際民間航空条約の附属書16に定めるところにより測定された離陸測定点及び進入測定点における航空機の騒音値(当該騒音値のない航空機にあつては、当該航空機について、その製造国の政府機関が公表しているこれに準ずる騒音値)を相加平均して得た値(1EPNデシベル未満の端数があるときは、当該端数は1EPNデシベルとする。)から83を減じた値を3,400円に乘じて得た金額</p> <p>(2) 着陸1回ごとに、航空機の重量に応じて、国内航空に従事する航空機にあつてはイ又はロの金額に1.05を乗じて得た金額、国際航空に従事する航空機にあつてはイ又はロの金額(国際航空に従事する航空機で自家用航空機であるものにあつては、当該金額に1.05を乗じて得た金額)</p> <p>イ 重量が6トン以下の航空機 1,000円</p> <p>ロ 重量が6トンを超える航空機 700円に重量が6トンを超える部分について1トンごとに590円を加算した金額</p>
停留料	<p>停留した時から24時間までごとに、航空機の重量に応じて、国内航空に従事する航空機にあつては次に定めるところにより算出して得た金額に1.05を乗じて得た金額、国際航空に従事する航空機にあつては次に定めるところにより算出して得た金額(国際航空に従事する航空機で自家用航空機であるものにあつては、当該金額に1.05を乗じて得た金額)</p> <p>(1) 重量が23トン以下の航空機</p> <p>イ 重量が3トン以下の部分 810円</p> <p>ロ 重量が3トンを超え6トン以下の部分 810円</p> <p>ハ 重量が6トンを超え23トン以下の部分 1トンごとに30円</p> <p>(2) 重量が23トンを超える航空機</p> <p>イ 重量が25トン以下の部分 1トンごとに90円</p> <p>ロ 重量が25トンを超え100トン以下の部分 1トンごとに80円</p> <p>ハ 重量が100トンを超える部分 1トンごとに70円</p>

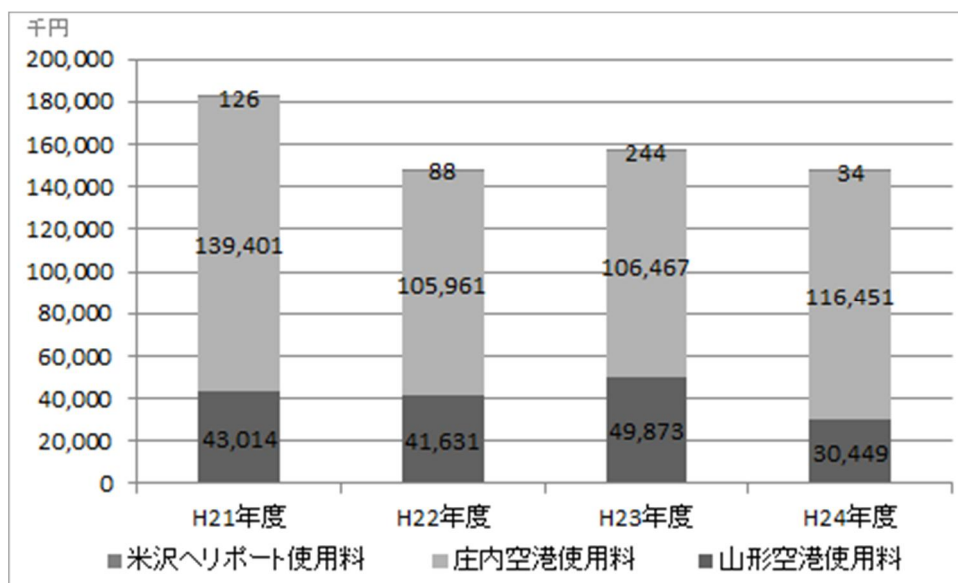
(「山形県空港管理条例」より抜粋)

【米沢ヘリポートの料金体系】

区分	金額
着陸料	着陸1回ごとに、ヘリコプターの重量(最大離陸重量をいう。以下同じ。)に応じてそれぞれ次に定める金額に1.05を乗じて得た金額 (1) 重量が6トン以下のヘリコプター 1,000円 (2) 重量が6トンを超えるヘリコプター 1,620円に重量が6トンを超える部分について1トンごとに30円を加算した額
	停留料

(「米沢ヘリポート条例」より抜粋)

平成21年度から平成24年度におけるそれぞれの空港及びヘリポートの収入は下図のとおりである。平成23年の東日本大震災で仙台空港が閉鎖されたことなどによる影響で山形空港が平成23年度一時的に増収となっているが、全体としては減収傾向にある。原因としては、山形空港は運航数の減、庄内空港は運航機材の一部小型化のため、着陸料の一部減収によるものである。



なお、本監査においては、山形空港、庄内空港に関しては、利用状況の分析を行い、使用料の歳入調定額が特に少額な米沢ヘリポートについては、その利用状況等から見たヘリポート運用の在り方について検討を行っている。

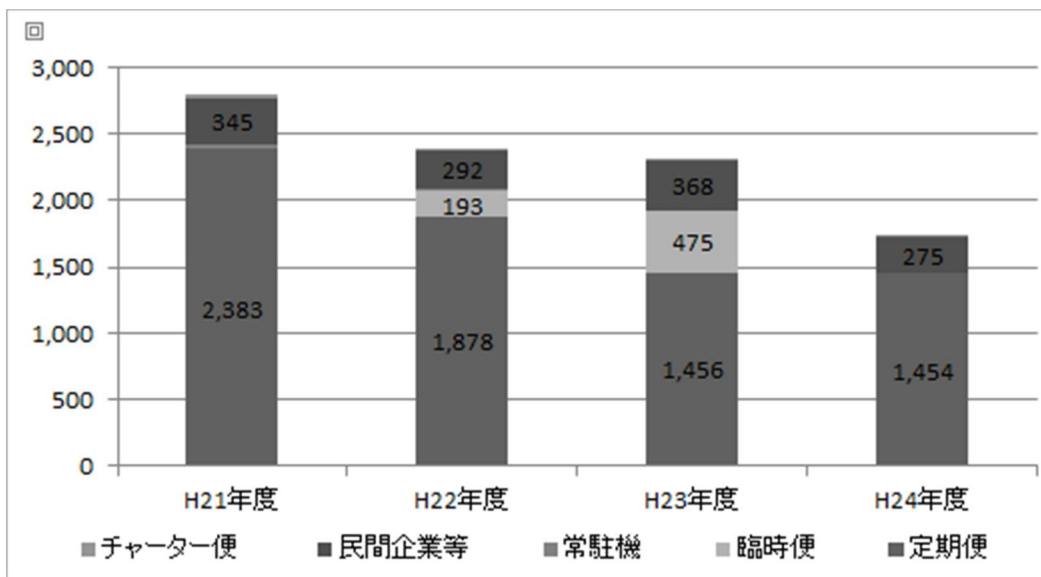
(山形空港施設概要)



空港の名称	山形空港
空港設置者	国土交通大臣
空港管理者	山形県
空港の位置	山形県東根市 (標点 北緯 38° 24′ 43″、東経 140° 22′ 16″、標高 105.15m )
空港の種類	陸上空港 特定地方管理空港
空港総面積	914,943 m <sup>2</sup>
滑走路	2,000m×45m
エプロン	220m×110m (4バース)
小型機エプロン	128.5m×20m (6バース)
運用時間	8:00~19:30

(利用状況の分析)

山形空港の利用状況は下表のとおりである。



(単位: 回)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
定期便	2,383	1,878	1,456	1,454
臨時便		193	475	
常駐機	40	13		
民間企業等	345	292	368	275
チャーター便	25	12	13	8
合計	2,793	2,388	2,312	1,737

山形空港の利用形態別の着陸回数では、平成21年度は約2,800回の利用があったが、札幌便及び名古屋便の廃止による定期便の減少などにより、平成24年度には約1,700回まで減少している。なお、平成23年度の臨時便の増加は、東日本大震災による仙台空港の閉鎖に伴うものである。

こうした中で、山形県としては利用代金の補助や便数増の要請等利用拡大への取組みを行ってきた。こうした取組みの成果として、東京便の増便と、名古屋便の復活が決定した。東京便に関しては、地方路線維持のため国土交通省が実施した政策コンテストの結果、これまで1日1往復のところ、平成26年3月30日から1日2往復に増便され、利用客の利便性が向上されることとなった。また、名古屋便に関しては、フジドリームエアラインズが平成26年3月30日より就航する。小型ジェット機で1日1往復運航することになるが、平成22年10月以来、約3年半ぶりの復活となり、東海地方への利便性が飛躍的に向上することとなる。

便数の増加は山形県にとって大きなビジネスチャンスとなる可能性が高い。利便性の向上を利用拡大につなげ、現状便数の維持、更なる増便への取組みを図られたい。

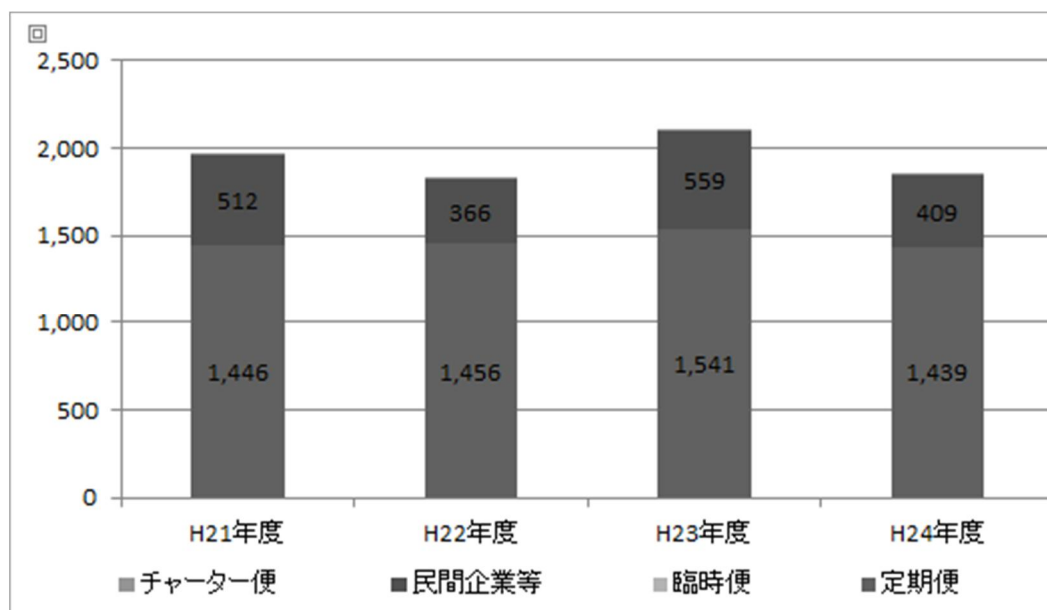
(庄内空港施設概要)



空港の名称	庄内空港
空港設置者	山形県
空港管理者	山形県
空港の位置 (標点 北緯 38° 48' 44"、東経 139° 47' 14"、標高 22.0m)	山形県酒田市
空港の種類	陸上空港 地方管理空港
空港総面積	1,074,806 m <sup>2</sup>
滑走路	2,000m × 45m
エプロン	150m × 225m (4 バース)
運用時間	7:00~22:00

(利用状況の分析)

庄内空港の利用状況は下表のとおりである。



(単位:回)

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
定期便	1,446	1,456	1,541	1,439
臨時便	0	0	0	0
民間企業等	512	366	559	409
チャーター便	2	12	10	2
合計	1,960	1,834	2,110	1,850

庄内空港の利用形態別の着陸回数では、東京便4便の運航により安定して約1,900回前後の利用がある。東日本大震災では、山形空港に比べ震災の影響は少なかった。なお、平成24年度の庄内空港着陸回数は1,850回、使用料収入は116,451千円と県の空港使用料の大部分を占めており、引き続き空港の利用拡大に努められたい。



(米沢ヘリポート施設概要)



事項	概要
名称	米沢ヘリポート
施設位置	米沢市八幡原二丁目444-9
面積	20,656㎡(米沢市の行政財産及び普通財産)
滑走路	25m×20m
強度	最大離陸重量 9トン
エプロン	中型機2バース
建設費	275,000千円(事業期間:H2~H3年度)
供用開始日	平成4年4月1日
運用時間	9:00~17:00(日没まで) 365日供用

米沢ヘリポートは、県民の航空交通の用に供するため、県内4つの各圏域に飛行場を設置するという構想のもと、空白地域であった置賜地域に公共用ヘリポートを設置することとし、置賜地方の中核都市でありヘリコプター活用に最適な場所と想定した八幡原中核工業団地内に平成4年度に設置された。なお、設置当時は、最上地域には農道コミューター空港の構想があったとのことである。

主な使用目的としては、下記の4つを想定している。

(1)救急救命活動

- ・高度な治療を要する患者の輸送の高度化を図り、迅速な救命活動を可能にする。
- ・吾妻・飯豊等の山岳観光が盛んな当地域における救難等のためのベース基地として活用。

(2)大規模災害対応

- ・大規模災害発生時の応急対策活動のための置賜地域の活動拠点として活用。

(3)物資輸送

- ・電子機器関連企業の集積が高い八幡原工業団地において、材料・製品等の物資輸送や企業のVIP輸送に活用。

(4)農薬散布等

- ・水田等への農薬散布にかかるヘリコプターの離着陸場としての活用。

また、ヘリポート管理は、平成4年度から平成17年度まで米沢市が管理委託を受けていたが、平成18年度からは指定管理者制度を導入し、民間団体に対して管理委託を行い、ヘリポート管理事務所に職員1名が常駐して対応している。

なお、上記のとおり、米沢ヘリポートは公共用ヘリポートとして運用されており、常設で、不特定多数のヘリコプターの離発着のために設けられたヘリポートであるため、運用時間内であれば誰でも利用することができる。一方で、利用者の安全を確保するため、法令等によりヘリコプターの進入、着陸、離陸、移動における安全の為に空間を確保しなければならず、該当する空域には、植栽物、建造物等の障害物の構築を制限している。また、運航に対する安全のための施設や設備等が備えられている。

ヘリポートの運用形態としては、公共用ヘリポートの他、非公共用ヘリポートがあり、下表で、両者の相違点をまとめている。

区分	公共用ヘリポート	非公共用ヘリポート
常設・臨時	○常設	○常設
設置目的	○不特定多数機の利用に供する。	○設置者が許可する特定機のみ利用に供する。 →特定目的(消防、警察)のために設置(特定機関の専用施設)
使用者 (拒否権)	○不特定多数 →誰でも使用可能 ○なし	○特定の者 →設置者が認めた者のみ使用可能 ○あり
制限空域下の規制	○航空法の規定により、ヘリコプターの進入、離着陸等における安全空域が確保される。 →安全空域内には、建造物や植栽物等の障害物を構築することが制限される。	○法的に、ヘリコプターの安全空域を確保するための強制力がない。 →安全空域内に障害物が構築された場合は、ヘリポートが運用できなくなる場合がある。

また、公共用ヘリポートとして設置・管理しているヘリポートは全国に21か所存在する(下表参照)。広大な面積を保有し、移動しなければならない北海道では最多の7か所設置されている以外は、各地方に点在しているといった状況である。東北地方では、米沢ヘリポートが唯一の公共用ヘリポートであることが分かる。

No	名称	所在地	設置管理者
1	足寄	北海道足寄郡足寄町中矢198	足寄町
2	占冠	北海道勇払郡占冠村字中トマム	占冠村
3	ニセコ	北海道虻田郡ニセコ町字曾我870-6	ニセコ町
4	増毛	北海道増毛郡増毛町別荘744-1	増毛町
5	乙部	北海道爾志郡乙部町字姫川60	乙部町
6	豊富	北海道天塩郡豊富町字上サロベツ264-2	豊富町
7	砂川	北海道砂川市西豊沼231-6	砂川市
8	米沢	山形県米沢市八幡原2-444-9	山形県
9	つくば	茨城県つくば市上境992	茨城県
10	栃木	栃木県芳賀郡芳賀町芳賀台128-1	栃木県
11	群馬	群馬県前橋市下阿内町377-2	群馬県
12	高崎	群馬県高崎市八千代町1-7-1	高崎市
13	東京都東京	東京都江東区新木場4丁目	東京都
14	静岡	静岡県静岡市葵区諏訪8-10	静岡市
15	若狭	福井県小浜市高塚66-20	福井県
16	津市伊勢湾	三重県津市雲出鋼管町2-2	津市
17	舞洲	大阪府大阪市此花区北港緑地2-1-1	大阪市
18	奈良県	奈良県奈良市矢田原町2446	奈良県
19	神戸	兵庫県神戸市中央区港島中町8-1	神戸市
20	広島	広島県広島市西区観音新町4-10-2	広島県
21	佐伯	大分県佐伯市東浜2-7	佐伯市

(国土交通省ホームページより)

公共用ヘリポートは減少傾向にある一方で、非公共用ヘリポートは全国に91か所設置されており、ドクターヘリなどでも活用されている。

(利用実績推移)

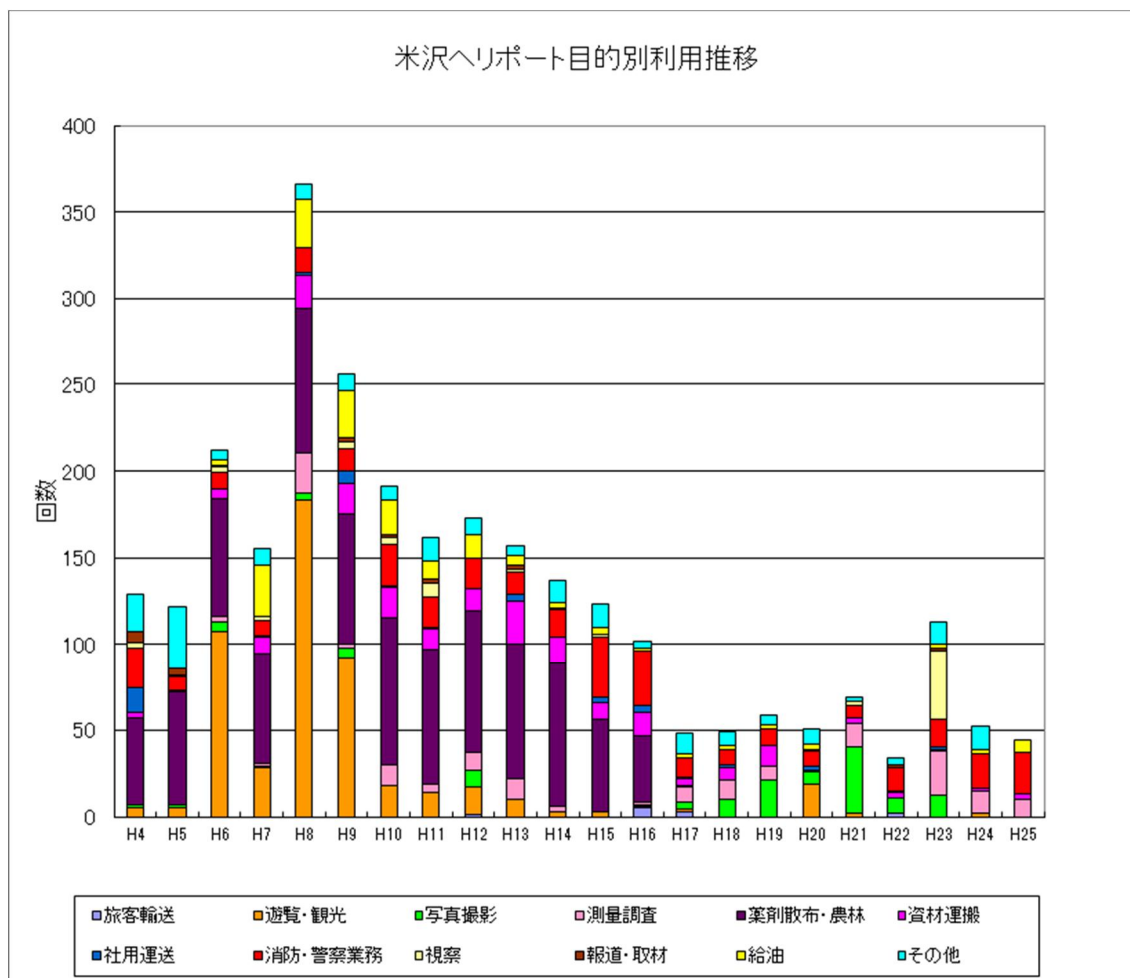
年度		H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
着陸回数	民間機	87	88	200	141	344	234	162	132	147	138	117	82	66	31	37	49	41	60	19	91	18	19
	県警	23	8	9	9	14	13	12	8	11	9	8	20	21	10	2	6	10	7	6	8	16	12
	国・自治体	19	26	3	5	8	9	17	22	15	10	12	21	15	7	10	4	0	2	9	14	18	13
	合計	129	122	212	155	366	256	191	162	173	157	137	123	102	48	49	59	51	69	34	113	52	44
目的別着陸回数	旅客輸送	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	5	3	0	0	0	0	2	0	0	0
	遊覧・観光	5	5	107	28	183	92	18	14	16	10	3	3	1	1	0	0	19	2	0	0	2	0
	写真撮影	2	2	6	1	4	6	0	0	10	0	0	0	1	4	10	21	7	38	9	12	0	0
	測量調査	0	0	3	2	23	2	12	5	10	12	3	0	1	9	11	8	0	14	0	26	13	10
	薬剤散布・農林	50	65	68	64	84	75	85	78	82	78	83	53	39	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	資材運搬	3	0	6	9	19	18	18	12	13	25	15	10	13	4	7	12	1	3	3	1	1	3
	社用運送	15	1	0	1	2	7	1	1	0	4	0	3	4	1	2	0	2	0	1	1	0	0
	消防・警察業務	23	8	9	9	14	13	24	17	18	13	16	35	32	11	9	10	9	7	13	16	20	24
	視察	3	1	3	2	0	4	4	8	0	1	0	2	0	0	0	0	1	3	0	40	0	0
	報道・取材	6	4	1	0	0	2	1	3	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0
	給油	0	0	3	30	28	27	20	10	13	5	3	4	2	2	2	2	3	0	0	2	3	7
	その他	22	36	6	9	9	10	8	14	10	6	13	13	4	12	8	6	9	2	4	13	13	0
合計	129	122	212	155	366	256	191	162	173	157	137	123	102	48	49	59	51	69	34	113	52	44	
収入(千円)						424	332	451	335	390	343	337	213	168	62	85	117	61	126	88	244	34	37

最多利用  
年度

最少利用  
年度

※ 平成25年度分は、12月末時点の状況

(目的別利用推移)



当初計画においては、企業の物資輸送や旅客輸送をはじめ、農薬散布から山岳救助まで、着陸回数にして年間 1,000 回を超える需要を予測していた。しかし、景気の低迷による企業の利用減少、農薬散布におけるラジコンヘリへの移行等により、平成 8 年度の 366 回をピークに年々減少傾向にあり、年間需要予測の半分も超えていない現状である。近年は消防防災及び警察業務による利用が主となり、平成 23 年度を除き、100 回を下回る利用実績となっている。なお、東日本大震災(平成 23 年 3 月 11 日)発生後の平成 23 年度は震災関連(山間部の調査等)で 113 回の利用があった。

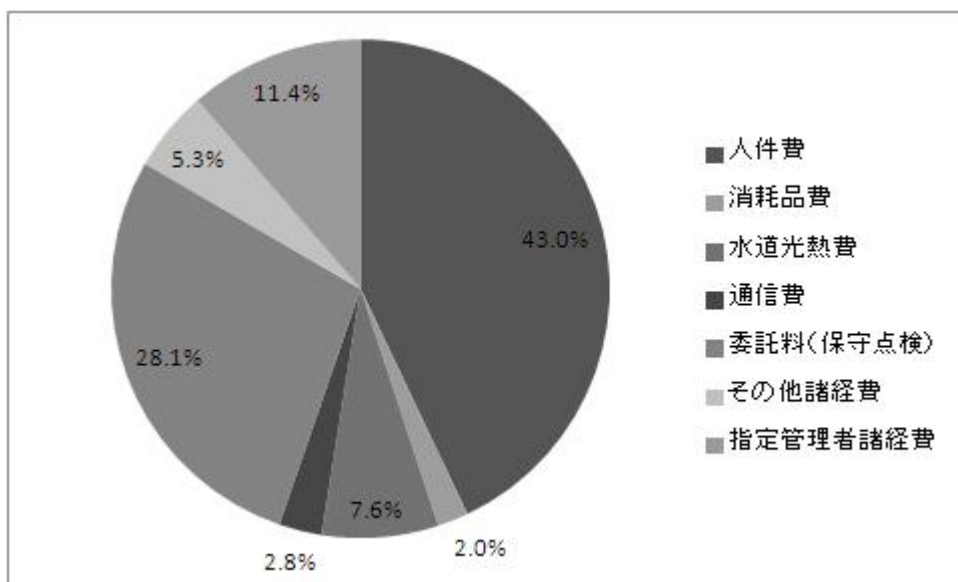
(実施した手続き)

監査人は、所管部署である空港港湾課の担当者へのヒアリングを実施し、必要に応じて、関連資料を閲覧した。また、米沢ヘリポートへ現地調査を行い、ヘリポートの利用状況、資産の状況等の把握を行った。

(監査の結果)

米沢ヘリポートの運用のあり方について

米沢ヘリポート指定管理料の内訳は下表のとおりである。



平成 24 年度の指定管理者から提出された米沢ヘリポート収支決算書によれば、県から指定管理者に交付される指定管理料 6,263 千円の内訳は上図のとおりである。ヘリポート管理事務所の常駐している職員に係る人件費が 2,690 千円（構成比 43%）、及びヘリポートの保守点検に係る委託料 1,758 千円（構成比 28%）の 2 つの費用で大部分を占めている。なお、この他に県の負担として、指定管理者の負担とならない臨時的に発生する大規模な修繕費用がある。

平成 24 年度を参考に、上記ヘリポート運営に係る総経費である指定管理料を、単純に年間利用実績で割った場合、着陸 1 回あたりのコストは 120 千円と算定される。

項目	金額
指定管理料(円)	6,263,000
年間利用実績(回)	52
1回あたりのコスト(円)	120,442

仮に重量 6 トンのヘリコプターが着陸し、3 日停留した場合、着陸料 1,000 円 + 停留料 1,610 円 × 3 日 = 5,830 円とすれば、収入を大きく超えるコストがかかっていると言える。ただし、ヘリポート管理に係る費用は人件費や保守点検に係る委託料であるため、利用度合に関係なく一定の費用が発生する固定費と言える。そのため、利用回数を増やすほど、着陸 1 回あたりのコストは低下することとなる。なお、上記仮定計算で求めた 1 回あたりの着陸料等が 5,830 円の場合、損益分岐点（収入と費用が同じ金額となる利

用回数)は1,074回(=6,263,000円/5,830円)であり、当初の需要見込み1,000回が達成できれば、ほぼ収支が均衡すると言える。

公共施設であることから、収支状況のみをもって運用のあり方を判断すべきではないが、米沢ヘリポートの近年の利用実績を踏まえ、今後の運用に際しては、更なるコスト削減や、当初の需要見込み回数達成に向けた利用拡大の取組みを行い、それでもなお改善が見込めない場合には、現状に捉われない多様な視点での検討を図られたい。【意見】

## 6. 駐車場収入

### (収入概要)

県では、「山形県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年12月21日山形県条例第61号）」を定め、県立図書館をはじめとした遊学館などの山形市中心市街地の公共施設利用者の利便性を図るとともに、県民会館や文翔館等の文化施設、近隣商店街の駐車場不足の解消を目的として、駐車場事業を行っている。実際の運営にあたっては、旧山形警察署跡地に駐車場ビルを建設し、平成2年10月から営業を開始した。

「山形県公営企業の設置等に関する条例」より抜粋

### (設置)

第1条 県の産業経済の振興と民生の安定に寄与し、公共の福祉の増進を図るため、次の各号に掲げる公営企業（以下「公営企業」という。）を設置する。

- (1) 電気事業
- (2) 工業用水道事業
- (3) 公営企業資産運用事業
- (4) 水道用水供給事業
- (5) 駐車場事業

### (経営の基本)

#### 第2条

6 駐車場事業の用に供する施設の名称、位置及び収容台数は、次のとおりとする。

名称	位置	収容台数
山形県営駐車場	山形市	300台

また、「山形県公営企業の設置等に関する条例」を受け、山形県営駐車場の管理に関して、「山形県営駐車場管理条例（平成2年3月26日山形県条例第15号）」を定め、料金の徴収等に関して規定している。運営にあたっては、中心市街地の空洞化が進む中で、利用率の向上のために、定期駐車制度の導入を図っている。

「山形県営駐車場管理条例」より抜粋

### (趣旨)

第1条 この条例は、山形県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年12月県条例第61号。以下「公営企業設置条例」という。）第2条第6項に規定する山形県営駐車場（以下「駐車場」という。）の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (料金の徴収等)

第5条 県は、公営企業設置条例第2条の2の規定により法人その他の団体であって管

理者が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が駐車場の管理を行う場合を除き、利用者から別表に定める料金を徴収する。

別表

区 分		料 金
一般の利用者		250 円に 1 時間を超える時間 30 分までごとに 100 円(利用の時間が午後 10 時を超える場合にあつては、午後 9 時 30 分から翌日の午前 8 時までの利用 1 回につき 500 円)を加算した額
図 書 館 等 を 利 用 する 者	図書館等又は県が主催する講座及び研修（生涯学習に関するものに限る。）の参加者	講座及び研修に要した時間（当該時間が 4 時間を超える場合は、4 時間とする。）を超える時間 30 分までごとに 100 円（利用の時間が午後 10 時を超える場合にあつては、午後 9 時 30 分から翌日の午前 8 時までの利用 1 回につき 500 円）
	上記以外の者	図書館等の利用に要した時間（当該時間が 2 時間を超える場合は、2 時間とする。）を超える時間 30 分までごとに 100 円（利用の時間が午後 10 時を超える場合にあつては、午後 9 時 30 分から翌日の午前 8 時までの利用 1 回につき 500 円）

（料金の免除）

第6条 管理者は、特別の理由があると認めるときは、料金の全部又は一部を免除することができる。

さらに、管理運営については、平成18年3月までは県が直接行っていたが、多様化する住民ニーズへの効果的、効率的な対応を図るため、指定管理者制度を導入している。なお、指定管理者制度導入当初の平成18年4月から平成21年3月までは財団法人が、平成21年4月からは民間会社が指定管理者となっている。

「山形県公営企業の設置等に関する条例」より抜粋

（指定管理者）

第2条の2 前条第4項に規定する県民ゴルフ場及び同条第6項に規定する山形県営駐車場の管理は、法人その他の団体であつて企業管理者が指定するものに行わせることができる。

「山形県営駐車場管理条例」より抜粋

（指定管理者が行う業務の範囲）

第9条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

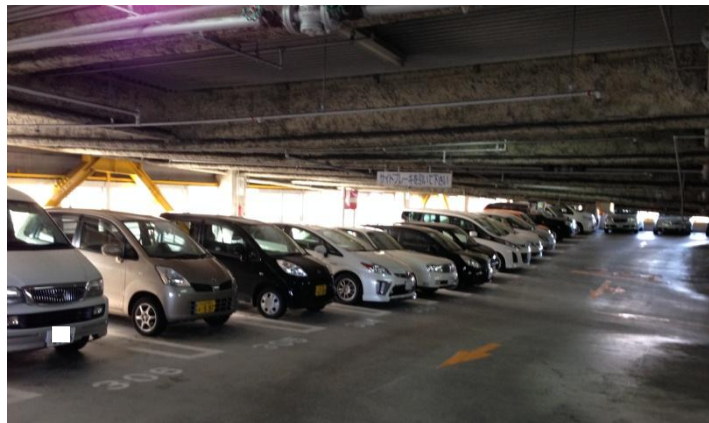
- (1) 施設等の維持管理に関する業務
- (2) 駐車場の運営に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理に関し管理者が必要と認める業務

なお、県営駐車場の管理運営は指定管理者が行っているため、駐車場利用者が支払う駐車料金は指定管理者の収入として計上され、管理運営に係る支出も指定管理者の負担となっている。そのため、県が歳入として計上しているのは、指定管理者と締結した協



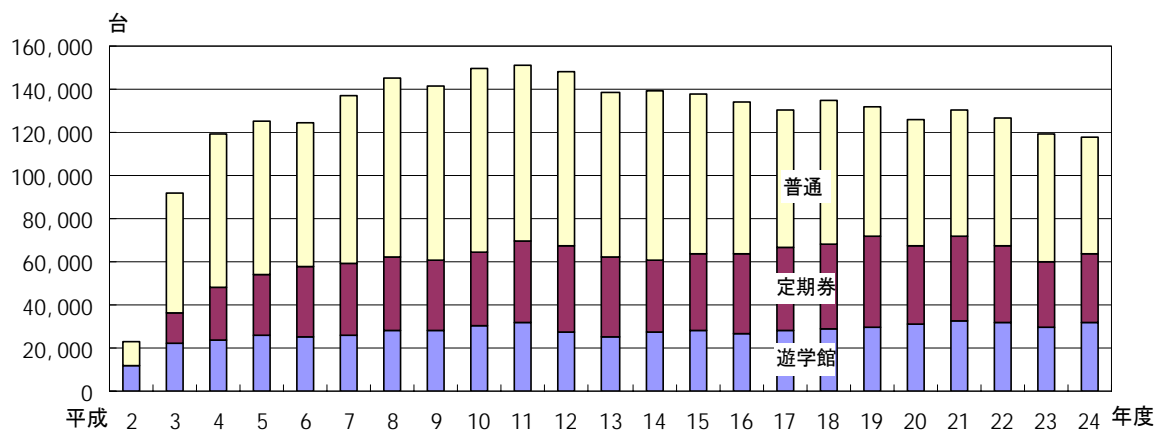
定書で定められた納付金となる。また、納付金の水準は、過去3事業年度の県営駐車場の運営によって受け取る料金収入から、駐車場運営によって発生する費用を控除した実績額の平均に基づいて設定されている。

(施設概要)



所在地	山形市旅籠町三丁目地内
敷地面積	2,765.55 m <sup>2</sup> (県から使用貸借)
構造形式	自走式立体駐車場 鉄骨造り地上5階建 (5階6層)
収容台数	300台
建設費	7億72百万円 (内、一般会計負担3億8百万円)
営業時間	午前7時から午後10時30分まで

(利用実績)

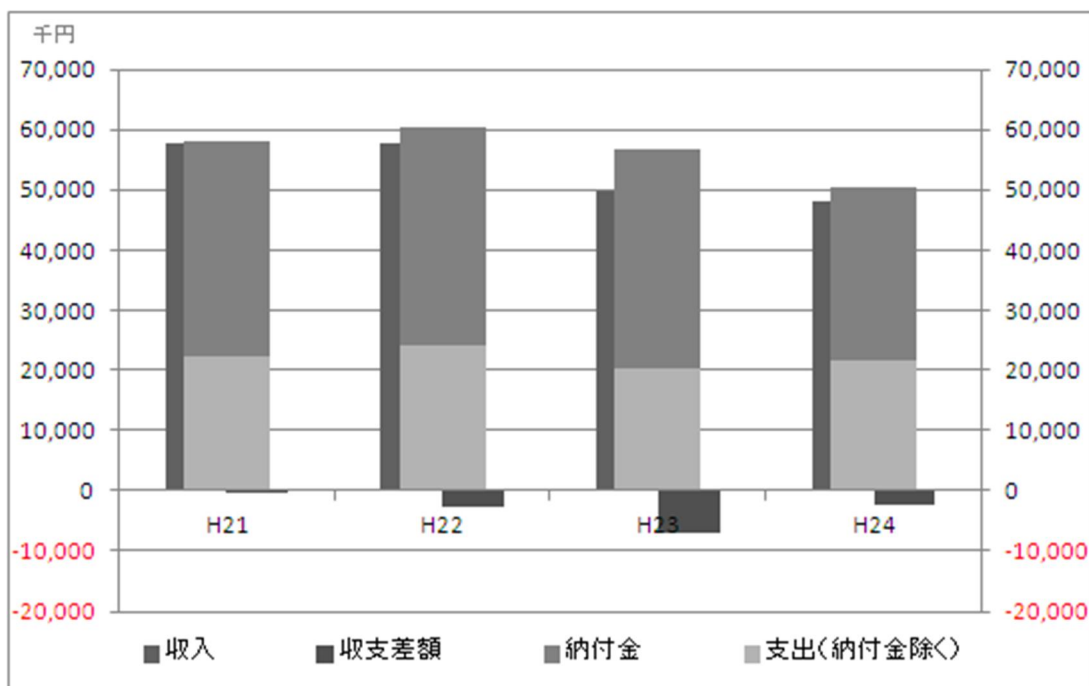


	駐車台数（台）				駐車料金（千円）				
	普通	定期券	遊学館	合計	現金	遊学館	回数券	定期券	合計
H2	11,489	-	11,833	23,322	5,387	1,727	1,143	-	8,257
H3	55,054	14,401	22,145	91,600	23,124	3,516	2,740	6,618	35,998
H4	71,128	24,213	24,016	119,357	28,374	3,937	2,299	11,641	46,251
H5	70,697	28,313	25,973	124,983	29,322	3,693	2,674	14,650	50,339
H6	66,719	32,146	25,555	124,420	31,122	3,387	2,375	17,389	54,273
H7	77,589	33,021	26,271	136,881	37,058	3,607	2,404	18,249	61,317
H8	82,466	34,272	28,274	145,012	38,829	3,705	2,750	18,878	64,161
H9	80,886	32,449	28,293	141,628	37,275	3,714	2,522	18,441	61,953
H10	85,145	34,637	30,032	149,814	39,717	3,966	3,318	20,347	67,347
H11	81,533	37,858	32,018	151,409	37,033	4,422	2,950	22,632	67,037
H12	80,898	39,659	27,653	148,210	37,758	3,832	2,749	22,667	67,006
H13	76,478	36,787	25,234	138,499	33,789	3,136	4,247	21,850	63,021
H14	79,018	32,801	27,690	139,509	34,658	3,382	4,364	18,632	61,036
H15	73,788	35,668	28,311	137,767	31,954	3,042	4,199	20,176	59,371
H16	70,438	36,880	26,985	134,303	31,628	2,818	4,193	21,054	59,694
H17	63,152	38,678	28,229	130,059	26,847	3,006	4,291	22,469	56,613
H18	66,586	39,164	28,771	134,521	29,133	2,776	4,853	22,812	59,574
H19	60,528	41,612	29,890	132,030	26,014	2,801	4,918	24,060	57,793
H20	59,070	36,135	31,066	126,271	23,874	2,536	6,018	21,326	53,754
H21	58,451	38,795	32,818	130,064	22,817	2,403	7,205	22,714	55,139
H22	59,195	35,420	32,116	126,731	22,453	2,385	8,728	21,352	54,918
H23	59,174	29,977	29,789	118,940	21,676	2,063	8,253	17,691	49,682
H24	53,808	32,004	31,857	117,669	21,114	2,211	5,964	18,754	48,043

利用形態別では、普通利用（遊学館含む）が 23,325 千円（48.6%）、回数券利用が 5,964 千円（12.4%）、定期利用が 18,754 千円（39.0%）となっている。現状として、単発的な利用ではない回数券利用や定期利用が過半数を占めており、安定的な収入は得られているものの、普通利用の減少に伴い、収入合計では減少傾向にある。1 日の平均利用台

数は約 322 台（＝H24 駐車台数合計／365 日）、平均回転数は 1.07 回/日（＝1 日の平均利用台数／収容台数）である。

（山形県営駐車場事業者の収支推移）



（単位：千円）

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
収入	57,896	57,664	49,682	48,042
支出(納付金除く)	22,118	24,131	20,206	21,538
納付金	36,000	36,200	36,400	29,000
収支差額	-222	-2,667	-6,923	-2,496

山形市中心市街地の公共施設利用者の利便性を図る目的から設置された県営駐車場は、上表のとおり、駐車場設置以降、周辺地域へのコインパーキングの進出や郊外店の増加に伴い、平成 11 年度の約 15 万台、67 百万円をピークに減少を続け、平成 22 年度は約 12 万台、57 百万円にまで減少していた。さらに、東日本大震災を契機とした車離れなどの影響による普通利用及び定期利用の落ち込みに伴い、駐車場利用料収入が減少している。指定管理者として、近隣団体等への PR により定期利用が回復してきているが、利用料収入の減少は県の収益となる納付金にも影響を与えるため、利用料収入減少が懸念材料の一つである。

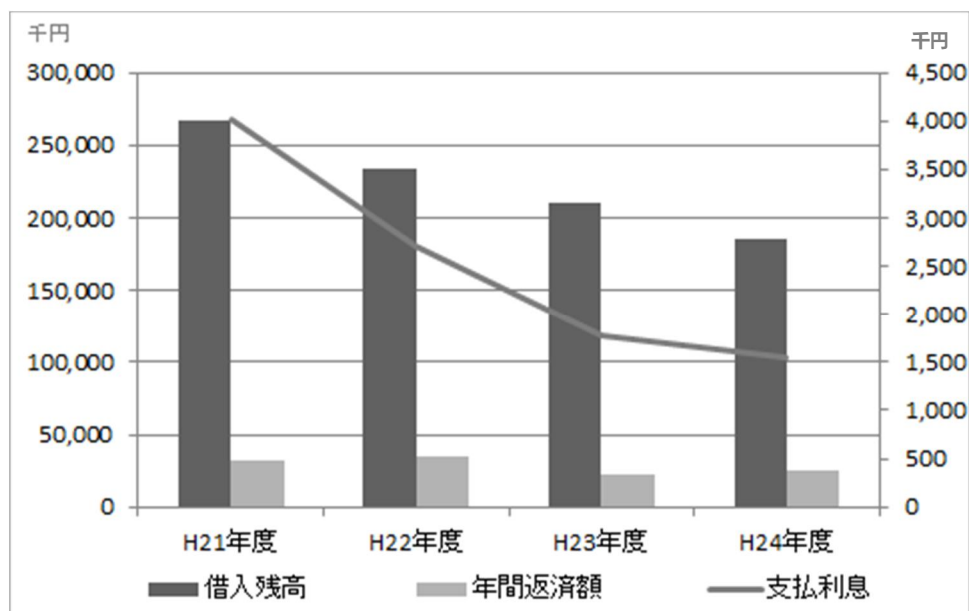
納付金は、上述のとおり、過去 3 事業年度の県営駐車場の運営によって受け取る料金収入から、駐車場運営によって発生する費用を控除した実績額の平均に基づいて設定している。つまり、平成 24 年度から平成 26 年度までの包括協定で定められる納付金は、

実績値が把握できている平成19年度から平成21年度までの各年度の収入から支出を控除した差額の平均値をもって決定している。そのため、料金収入が減少している現状において、指定管理者が実際の運営によって獲得する料金収入から、管理運営に必要な支出を控除した余剰分の中から、さらに県に対して納付金を支払うため、余剰分を超えて支出している状況が続いている。

県営駐車場の管理運営による負担が増加している現状では、民間企業が指定管理者制度に参入するインセンティブが低下してしまう。

駐車場利用料収入が減少を続ける現状において、納付金水準と指定管理者へのインセンティブのバランスが今後の継続的な県営駐車場運営の課題である。

(駐車場事業会計の企業債及び借入金推移)

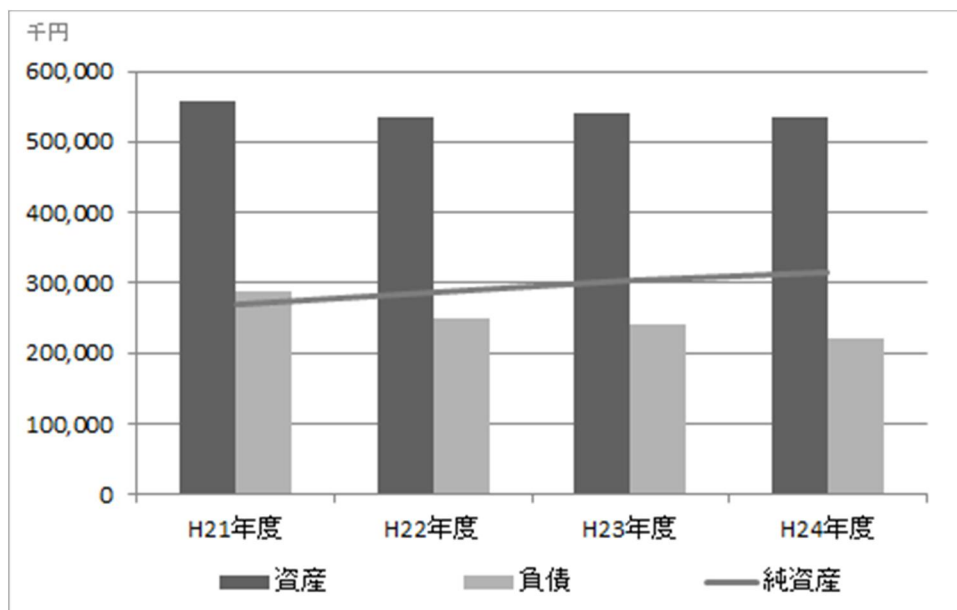


(単位: 千円)

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
借入残高	267,335	233,100	210,600	185,700
年間返済額	32,558	34,235	22,500	24,900
支払利息	4,005	2,703	1,765	1,543
収益対借入残高	14.2年	13.3年	12.7年	15.8年

平成24年度より納付金が減少しているが、企業債及び借入金の返済は順調に行われていることから、現状問題はないと考える。

(駐車場事業会計の資産・負債の推移)



(単位:円)

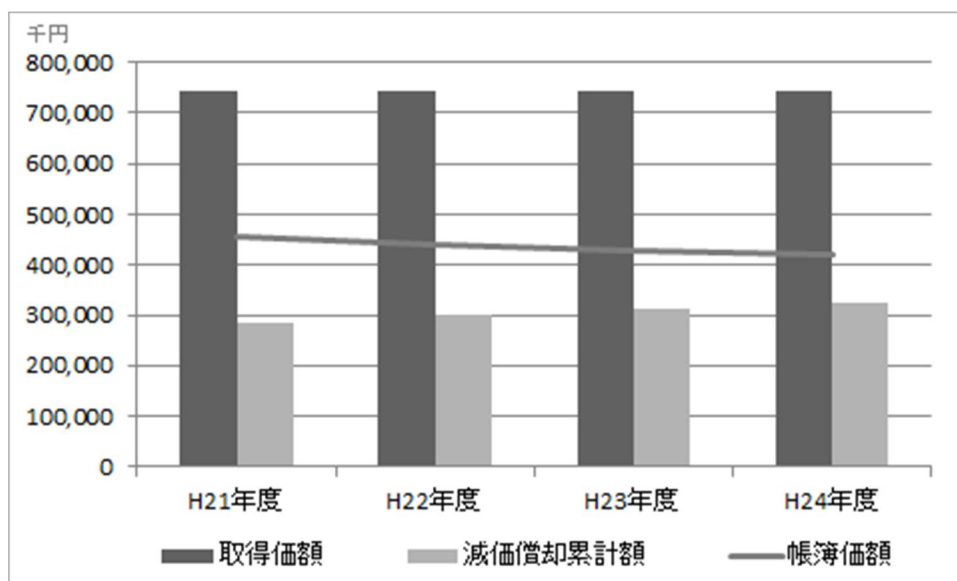
年度	H21	H22	H23	H24
資産	557,493,560	534,057,038	541,633,755	534,596,399
負債	289,053,529	248,154,672	239,260,942	220,503,493
純資産	268,440,031	285,902,366	302,372,813	314,092,906
将来世代の負担割合 (負債÷資産)	51.8%	46.5%	44.2%	41.2%

資産については、残高の大部分を建物（4億3百万円）が占めており、資産の使用による減耗分を費用化する減価償却により逡減するが、機械等の購入により、資産残高は5億円ほどで推移している。一方で、負債については、残高の大部分を他会計借入金（1億43百万円）が占めており、返済スケジュールに基づいて減少している。また、駐車場会計自体は黒字経営のため、利益の累積である利益剰余金が増加していることで、純資産は逡増している。

ただし、上記残高は、現在改正対応が進められている地方公営企業会計制度の改正に伴い、大きく貸借対照表の見え方に変化が生じる。一般的に、過去に遡って追加で減価償却が求められることにより資産は減少し、これまで政策的に資本とされていた企業債等の振替により負債は増加するという変化である。

現在の会計制度の下では、将来世代の負担となる負債を総資産額で割った将来世代の負担割合は、世代間負担が均衡する50%を下回り、将来世代の負担が軽減されているように見える。しかし、上記会計制度の改正に伴い、事業規模自体が縮小することにより、将来世代の負担が増加する可能性がある。そのため、平成26年度で明らかになる会計制度の改正に伴う影響を注視することが必要である。

(駐車場事業会計の有形固定資産の残高推移)



(単位:千円)

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取得価額	741,392	741,392	741,915	742,319
減価償却累計額	285,884	299,161	312,206	323,039
帳簿価額	455,508	442,231	429,709	419,280
資産老朽化比率	38.6%	40.4%	42.1%	43.5%

上記でも説明したが、資産の大部分を占める建物などの有形固定資産は、取得価額7億、帳簿価額4億円ほどで推移している。ただし、会計制度の改正に伴い、過去に遡って追加で減価償却を行うため、帳簿価額が大幅に減少する可能性がある。

また、資産の更新タイミングなどの指標の一つである、減価償却累計額を取得価額で割った資産老朽化比率は会計制度改正前の平成24年度では、43.5%となっている。これは、数値上は資産が4割ほど老朽化していることを意味している。ただし、この指標も同様に、会計制度改正後においては大幅に悪化する可能性があるため、会計制度改正後の残高を注視する必要がある。

なお、企業局では、平成24年度に策定した中期経営計画において、施設の長寿命化を掲げている。会計制度改正後の残高や資産老朽化比率等の指標なども活用しながら、施設の管理を行っていただきたい。

(企業局の取組み)

#### 第4 具体的な取組内容

##### 1 全事業共通

(2)効率的事業経営による経営基盤の強化

② 施設の長寿命化

コスト削減のため、アセットマネジメント※の実践により、中長期的な視点を持った効率的な維持管理を行うとともに施設の長寿命化を図る。

※アセットマネジメント

社会資本を資産ととらえ、その劣化等を将来にわたり推測することにより、最も費用対効果の高い維持・管理や対策を行うための方法のこと

## 6 駐車場事業

### (1)効率的事業経営による経営基盤の強化

#### ① 指定管理者による効率的経営の推進

指定管理者による効率的経営により納付金額を確保し、経営基盤を強化する。

(「山形県企業局中期経営計画 (H24 年 3 月)」より抜粋)

(実施した手続き)

監査人は、県営駐車場会計の所管部署である企業局の担当者へのヒアリングを実施し、必要に応じて、関連資料を閲覧した。また、県営駐車場へ現地調査を行い、駐車場の利用状況、資産の状況等の把握を行った。

(監査の結果)

#### (1) 駐車料金体系の妥当性検討ー近隣駐車場との比較

県営駐車場の料金に関して、指定管理者制度の導入後は、「山形県営駐車場管理条例」第 10 条第 2 項に基づき、県の承認を受けた上で、指定管理者が定めることとされている。指定管理者の経営努力に基づいて、経営の意思決定を弾力的に行えるようにするため、料金体系の決定権を指定管理者にゆだねたものと推測される。ただし、実際の料金改定は、指定管理者制度が導入される前の平成 6 年 4 月以降行われておらず、経営努力の如何にかかわらず、近隣駐車場の料金水準に合わせて決定せざるを得ないのが実態である。

「山形県営駐車場管理条例」より抜粋

(利用料金)

第10条 公営企業設置条例第2条の2の規定により指定管理者が駐車場の管理を行う場合にあっては、利用者は、駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、第5条第1項の料金の額の範囲内において、あらかじめ管理者の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。

3 管理者は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用料金を公示するものとする。

4 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受するものとする。

近隣駐車場との比較では、下表のとおり、ほぼ同水準であるため、料金面での利用低下は考えにくい。例えば、最も近隣にある「A 駐車場」の一般料金は県営駐車場と同額である。

一方で、営業時間で見れば、県営駐車場が午前7時から午後10時30分までに対して、深夜までの営業もしくは24時間営業を行っているところもある。県営駐車場の場合、営業時間（午後10時30分）を超えてから出庫することができないため、近隣駐車場と比較すると、利便性は決して高いとは言えない。通常の利用が減少傾向にある中で、利用促進のためには営業時間の延長により、普通利用及び定期利用ともに利用の増加が見込まれるため、駐車場の営業時間の延長を検討されたい。【意見】

下表については、ホームページ等で確認し監査人が作成した。

(近隣駐車場料金との比較)

駐車場名	月極駐車料金			一般料金		一般料金	
	全日	昼間	夜間	最初の30分	以降30分毎	最初の1時間	以降1時間毎
山形県営駐車場	16,000	11,000		—	100	250	—
A駐車場	12,000(屋上)			—	100	250	—
B駐車場	—			200	160		
C駐車場	(1F)	普通車	12,000	100	100		
		軽	11,000				
	(2F)	普通車	11,000				
		軽	10,000	最大600円			
D駐車場	全日	15,000		150	150		
	平日	12,600					
E駐車場	全日	15,750	18:00~ 6,825	160	160	—	—
	平日	12,600	17:00~ 8,400	(9:00~19:00)		—	—
			16:00~ 9,450	110	110	—	—
				(19:00~9:00)		—	—
F駐車場	—			150	150	—	—
G駐車場	—			—	150	370	—
H駐車場	17,800	11,880	10,380	—	100	250	—

駐車場名	営業時間
山形県営駐車場	午前7時～午後10時30分まで
A駐車場	24時間営業
B駐車場	午前6時～翌0時まで
C駐車場	午前9時～午後8時まで
D駐車場	24時間営業
E駐車場	24時間営業
F駐車場	24時間営業
G駐車場	24時間営業
H駐車場	午前7時30分～午後10時まで

## (2) 駐車料金体系の妥当性検討ーコスト分析からの検討

駐車場事業会計に係る決算書等より、指定管理者で発生する県営駐車場の管理運営に係る費用（人件費及び諸経費等）に、企業局の駐車場事業会計に係る費用（人件費及び修繕費等）を加えた総経費と収入の過去4カ年の平均を下表のとおり、算定した。



なお、修繕費について、企業局では将来の修繕費支出に備えるため、実際に支出のない金額についても費用計上しているが、民間の企業会計に合わせて、実際の支出額のみで算定している。

【費用】		【収入】	
項目	金額	項目	金額
施設に係るコスト	21,654	駐車場運営による収入	53,419
人件費	13,545	利用料収入	53,321
消耗品費	763	受取利息	98
光熱水費	2,245	<b>収入 合計</b>	<b>53,419</b>
修繕費	265		
委託料	2,210		
一般管理費	2,154		
その他	473		
事業に係るコスト	21,531		
修繕費	6,204		
減価償却費	12,692		
支払利息	2,504		
その他	131		
<b>コスト 合計</b>	<b>43,185</b>		

(単位:千円)

【キャッシュ・フロー分析】	
項目	金額
簡易キャッシュ・フロー	22,926
収入ーコスト	10,234
減価償却費	12,692
借入金等返済額	28,549
返済額	28,549
<b>資金過不足額</b>	<b>-5,623</b>

上表のとおり、過去4カ年の総経費の平均は43百万円に対して、収入が53百万円と黒字経営となっている。また、収入から費用を差し引いた利益に、現金の支出のない費用である減価償却費を戻した簡易キャッシュ・フローでは約23百万円と算定され、これが企業債や借入金の返済、もしくは更新投資などに使用する財源となる。実際に、企業債や借入金の返済額の平均が28百万円だったため、この期間での資金は、最終的に5百万円ほどの資金不足が発生していたことがわかる。なお、上表では、県営駐車場を県が「直営」で実施した場合に要するすべての費用と収入から分析を行っている。そのため、指定管理者制度を導入している県の駐車場事業会計で資金不足が発生しているわけではないことに留意していただきたい。

年間利用台数(台)	123,351
1台あたりコスト(円)	350

他会計借入金残高(円)	185,700,000
予想償還年数(年)	8.1

また、過去4カ年の総経費を同期間における年間利用台数で割った1台あたりコストを算定したところ、350円と計算された。県営駐車場の利用料金から考えれば、1.5時間利用されれば、費用と同じだけの収入があるため、1.5時間が損益分岐点とも言える。当該計算結果を踏まえ、利用時間別の利用台数実績の情報を入手したところ、下表のような結果が得られた。

利用時間			乗数	件数	指数	利用時間			乗数	件数	指数
0:00	～	0:30	0.25	7,077	1,769	8:00	～	9:00	8.50	4,110	34,935
0:30	～	1:00	0.75	13,565	10,174	9:00	～	10:00	9.50	9,590	91,105
1:00	～	1:30	1.25	16,219	20,274	10:00	～	12:00	11.00	6,146	67,606
1:30	～	2:00	1.75	15,143	26,500	12:00	～	14:00	13.00	2,418	31,434
2:00	～	3:00	2.50	18,106	45,265	14:00	～	16:00	15.00	246	3,690
3:00	～	4:00	3.50	11,356	39,746	16:00	～	18:00	17.00	169	2,873
4:00	～	5:00	4.50	5,323	23,954	18:00	～	20:00	19.00	120	2,280
5:00	～	6:00	5.50	2,210	12,155	20:00	～	22:00	21.00	103	2,163
6:00	～	7:00	6.50	2,038	13,247	22:00	～	24:00	23.00	55	1,265
7:00	～	8:00	7.50	2,852	21,390	24:00	～		24.00	823	19,752
合計										117,669	471,577

1回あたり 平均利用時間数 4.0時間
---------------------------

上記のとおり、利用1回あたりの平均利用時間数は4.0時間と算定された。上記で損益分岐点が1.5時間と計算されたことから、県営駐車場に関しては、費用以上に収益が獲得できていると言える。

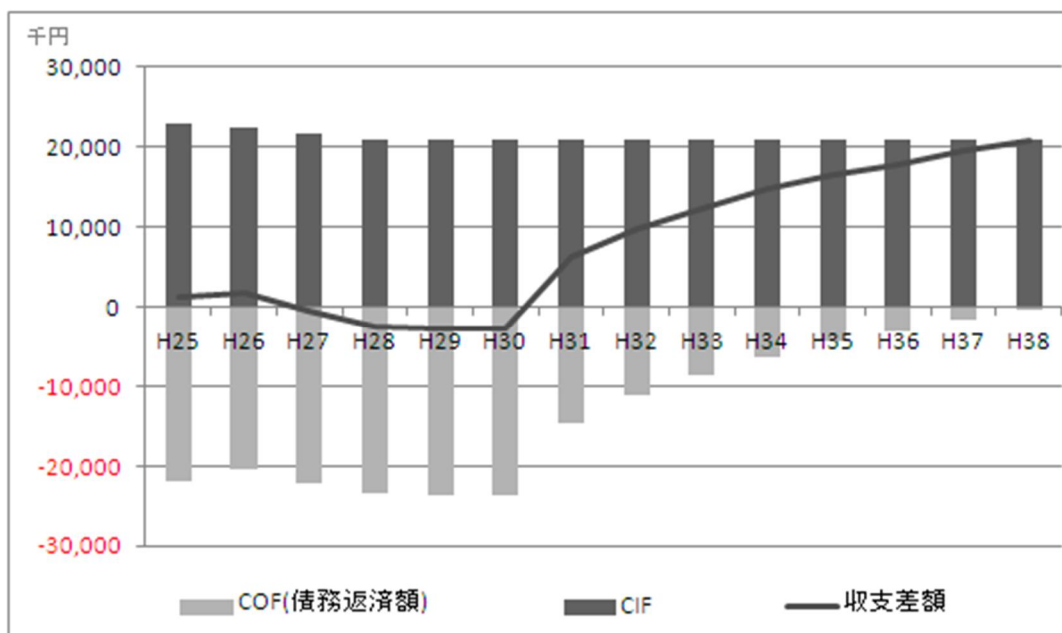
ただし、年間利用台数には定期利用台数も含まれているため、通常の利用料金と比較するには限界がある。上記分析は、現在利用可能な財務情報を基に検討した結果であるため、より精緻な分析を行うには、利用種類別の利用時間を把握するような体制構築が必要である。

最後に、上表で算定した簡易キャッシュ・フローで、企業債及び他会計借入金の合計額を割った予想償還年数は8.1年と算定された。当該年数であれば財務負担も限定的であるため、債務返済面では無理のない経営が行われているものとする。

### (3) 納付金水準の妥当性検討

(1)の結果において、簡易キャッシュ・フローを算定したが、駐車場事業を今後継続するにあたり、将来の資金繰りのシミュレーションを下表のとおり検討した。なお、分析にあたり、将来獲得できる資金（＝キャッシュ・イン・フロー、CIF）は直近の料金収入が3%の減少率であることに鑑み、将来3年度（平成25～28年度にかけて）3%逓減し、その後は経営努力により収入が維持される、という予測で検討した。また、将来支払わなければならない資金（＝キャッシュ・アウト・フロー、COF）を企業債及び借入金の返済額のみ限定している。大規模な修繕等があれば、追加のCOFが発生することにご留意いただきたい。

【将来のキャッシュ・フロー分析】



(単位: 千円)

年度	CIF	COF (債務返済額)	収支差額	CF累積額
H25	23,000	-21,800	1,200	1,200
H26	22,310	-20,500	1,810	3,010
H27	21,641	-22,200	-559	2,451
H28	20,991	-23,470	-2,479	-28
H29	20,991	-23,710	-2,719	-2,746
H30	20,991	-23,710	-2,719	-5,465
H31	20,991	-14,710	6,281	817
H32	20,991	-11,210	9,781	10,598
H33	20,991	-8,710	12,281	22,880
H34	20,991	-6,310	14,681	37,561
H35	20,991	-4,410	16,581	54,143
H36	20,991	-3,210	17,781	71,924
H37	20,991	-1,510	19,481	91,405
H38	20,991	-240	20,751	112,157

※CF: キャッシュ・フロー  
 CIF: キャッシュ・イン・フロー  
 COF: キャッシュ・アウト・フロー

上表のとおり、平成26年度まではCIFがCOFを上回るが、平成27年度から平成30年度までは収支差額がマイナスとなる。これに伴い、CFの累積額も平成28年度から平成30年度まで資金不足が生じる。その後は、債務返済額が逡減するため、最終的にCF累積額は1億12百万円ほどの資金余剰が生じる。これに平成24年度の現預金残高である1億15百万円を加えた2億30百万円ほどが更新投資の財源となる。

上記分析は、あくまで監査人が知りえた情報と仮定に基づいたものであり、経済環境等により駐車場利用が予測より低下した場合、または臨時的に大規模修繕等の発生などの環境の変化により、分析結果に多大な影響を与えることに留意いただきたい。

ただし、企業局が今後駐車場事業を管理していくにあたり、上記のような将来計画に基づいて、修繕及び更新計画などを行っていかねば、資産の経年劣化により事故が発生することも考えられる。平成 24 年の笹子トンネル事故を機会にインフラの更新問題が様々なところで議論されているが、極めて多くのインフラ資産を抱える自治体においては、一つ一つのインフラ資産を現状把握することは事務的に難しい。そのため、まず財務情報からの資産老朽化の程度を検討し、さらに将来の更新費用のシミュレーション結果に基づいた意思決定が必要であろう。

## 第2 未収金の徴収事務

### 未収金の徴収事務総括

県財政の厳しい状況を考えれば、未収金対策が重要であることは明白である。未収金とは、回収が未済となった債権であり、県が当然金銭として回収すべきものが、何らかの事情で未回収となっているものである。

収入未済の平成24年度末残高は、一般会計で3,044,665千円、特別会計で1,240,025千円と多額であり、これらの未収金額が回収できたならば、県財政にとって有益な収入となる。山形県においても、「山形県行財政改革推進プラン（平成25年3月）」では未収金対策を重要課題として掲げ、取組みを推進している。

#### （山形県の取組み）

##### ② 未収金対策の推進

山形県未収金対策本部が中心となって、未収金対策の総括的な進行管理を行い、未収金発生未然防止と発生直後の早期回収に努めるとともに、回収の可能性に応じた具体的な取組みを推進する。

また、担当職員の職務遂行能力の向上に取り組むとともに、状況に応じ、債権回収会社や弁護士等の活用を図る。

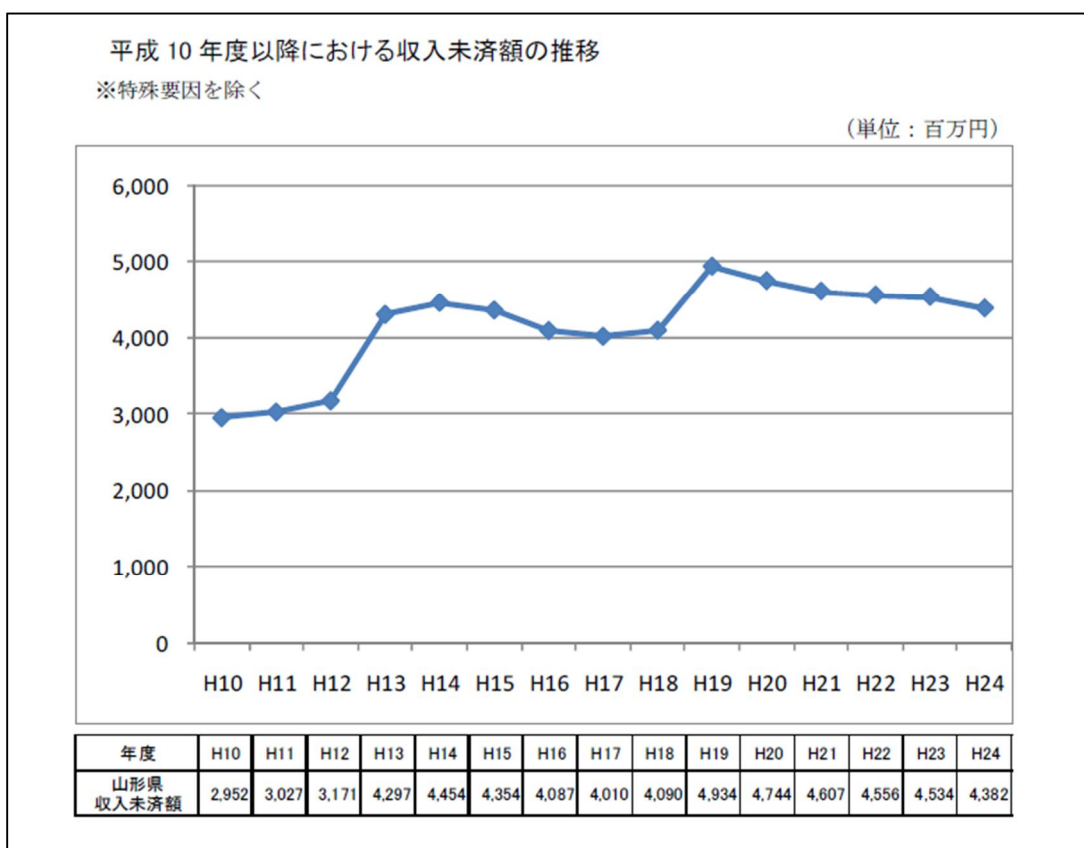
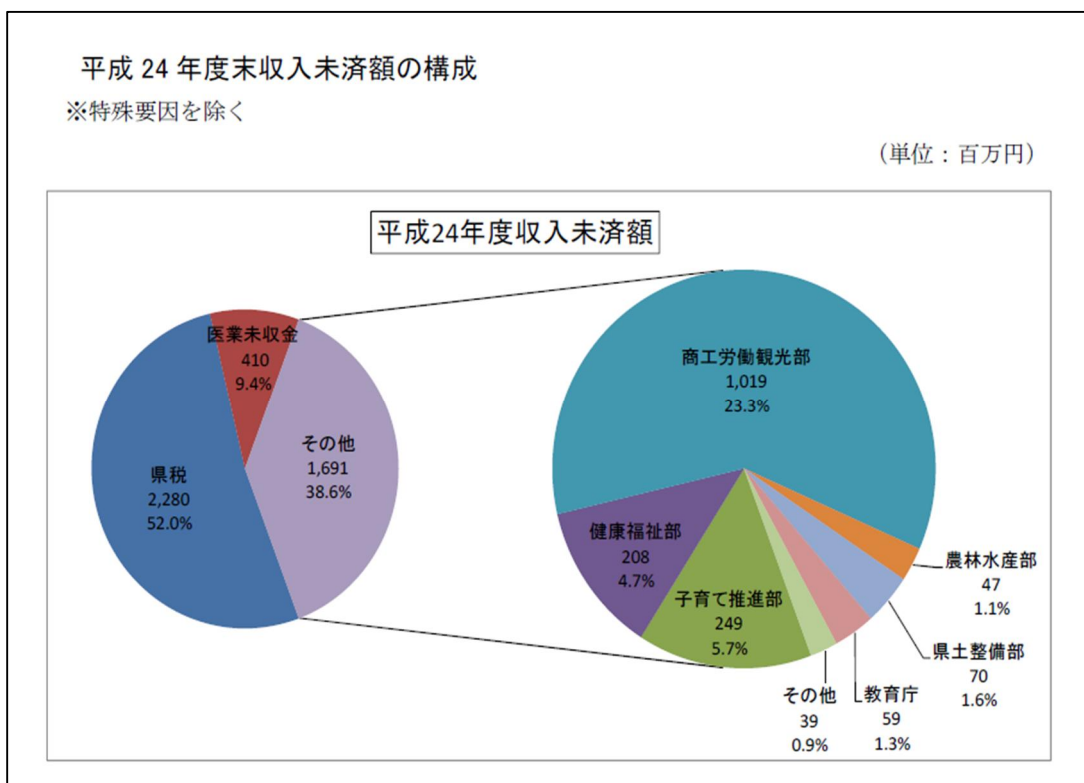
「山形県行財政改革推進プラン（平成25年3月）」より抜粋

上記のとおり、山形県では未収金対策として、「未収金発生未然防止」と「発生直後の早期回収」を2つの柱として掲げ、未収金残高の減少を目指している。

#### （収入未済の規模）

一般会計・特別会計を合計した収入未済の残高は、平成22年度末4,556,416千円、平成23年度末4,533,664千円、平成24年度末4,836,816千円となっている。平成24年度末残高には、海外取引のある県内法人が租税条約に基づく申立てを行った影響で、徴収猶予454,692千円が含まれており増加の特殊要因となっている。当該特殊要因を除けば、収入未済の残高は減少傾向にある。

平成 24 年度末収入未済額の構成及び収入未済額の推移は以下のとおりである。



(監査対象の選定)

上記の未収金内訳から、金額的・質的重要性を勘案し、以下の収入項目に関する収入未済について検討することとする。また、平成 21 年度に「未収金の管理」をテーマとした包括外部監査が実施されており、この報告に対する措置状況の検討を行う。

1. 県営住宅使用料（建築住宅課）
2. 弁償金（健康長寿推進課）
3. 母子寡婦福祉資金特別会計（子ども家庭課）
4. 小規模企業者等設備導入資金特別会計（中小企業振興課、商業・まちづくり振興課）
5. 平成 21 年度の措置状況とそれに対する評価

なお、県税については、別途「第 3 県税収入の管理事務」で検討結果を記載している。

## 1. 県営住宅使用料（建築住宅課）

### （制度概要）

県営住宅制度は、「公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号、最終改正平成 25 年 5 月 10 日法律第 12 号）」により、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とした制度である。

この法律により、地方公共団体は公営住宅の供給・整備が義務付けられており、「山形県県営住宅条例（昭和 37 年 3 月 30 日、最終改正平成 25 年 7 月 9 日）」において、県営住宅及び共同施設の設置及び管理並びにこれらの施設の敷地の管理に関して必要な事項を定めている。

山形県では、「山形県県営住宅及び山形県すまい情報センター」の管理業務を指定管理者と包括協定を締結し委託している。指定管理者は、募集事務、入居事務、退去事務、徴収事務、収入申告事務、施設の維持管理等の広範囲の業務を「山形県県営住宅等の管理に関する包括協定書」に基づき実施している。

### 「公営住宅法」より抜粋

#### （この法律の目的）

**第一条** この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

#### （公営住宅の供給）

**第三条** 地方公共団体は、常にその区域内の住宅事情に留意し、低額所得者の住宅不足を緩和するため必要があると認めるときは、公営住宅の供給を行わなければならない。

#### （整備基準）

**第五条** 公営住宅の整備は、国土交通省令で定める基準を参酌して事業主体が条例で定める整備基準に従い、行わなければならない。

**2** 事業主体は、公営住宅の整備をするときは、国土交通省令で定める基準を参酌して事業主体が条例で定める整備基準に従い、これに併せて共同施設の整備をするように努めなければならない。

**3** 事業主体は、公営住宅及び共同施設を耐火性能を有する構造のものとするように努めなければならない。



「山形県県営住宅条例」より抜粋

(目的)

第1条 この条例は、公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）の規定に基づく県営住宅及び共同施設の設置及び管理並びにこれらの施設の敷地の管理に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条の2 県は、低額所得者の住宅不足を緩和するため、法の規定に基づき、必要な地に県営住宅及び共同施設を設置する。

2 県営住宅の名称及び位置並びに県営住宅に併設する共同施設は、規則で定める。

(入居者の公募の方法)

第3条 知事は、県営住宅の入居者を公募しようとするときは、次の各号に掲げる事項を県公報に記載するほか、新聞、ラジオ、掲示等の方法により公表しなければならない。

- (1) 所在地、戸数及び規格
- (2) 家賃及び敷金
- (3) 入所資格及び選考方法
- (4) 申込みの方法及び期日
- (5) その他必要な事項

(入居者の資格)

第5条 県営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人、障がい者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する者をいう。）その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者（以下「老人等」という。）並びに被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条及び福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第30条の規定により法第23条各号（住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第29条第1項において準用する場合を含む。）に掲げる条件を具備する者とみなされる者にあつては、第1号を除く。）に掲げる条件を具備するものでなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があること。
- (2) その者の収入が次のイ、ロ又はハに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ、ロ又はハに定める金額を超えないこと。

イ 入居者又は同居者が障がい者である場合等入居者の心身の状況又は世帯構成、区域内の住宅事情その他の事情を勘案し、特に居住の安定を図る必要がある場合として規則で定める場合 214,000円

ロ 県営住宅が法第24条第2項に規定する公営住宅に該当する場合 214,000円（同項に規定する当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）

ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

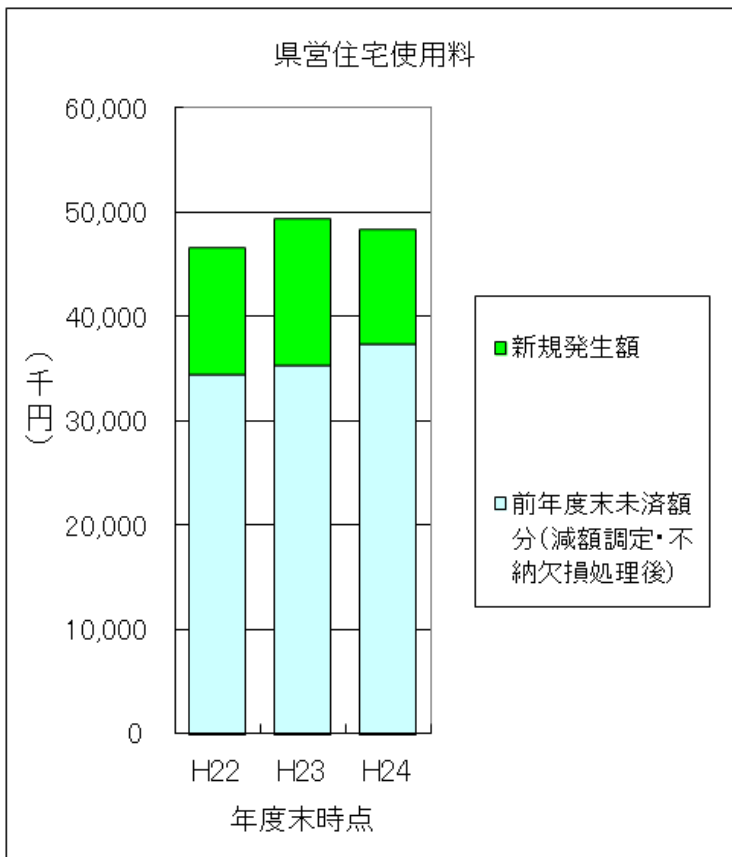
（収入未済の現状）

公営住宅法第一条の目的にあるように、当該制度は、住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することである。また、山形県県営住宅条例第5条の入居資格に「現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。」とあり、低所得の住宅困窮者に対する制度であることは明確である。

このため、生活資金の不足から県営住宅家賃の滞納の発生の可能性が高く、平成24年度の収入未済新規発生額（滞納発生額）は10,980千円であり、平成24年度末収入未済額（滞納累計額）は48,428千円と多額である。これらは、本来山形県の収入となり県民生活の糧となるべきものであり、回収に努めなければならないものである。

平成24年度末の収入未済額の残高は平成23年度末に比べ942千円減少したものの、依然として高い水準にある。

県営住宅使用料の収入未済額の過去3年間の推移は下表のとおりである。



山形県では、「山形県県営住宅管理事務取扱要領」により、県営住宅の入居決定等の管理に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めている。

また、「山形県県営住宅等の管理に関する包括協定書」が山形県と指定管理者との間で交わされ、県営住宅管理業務責任分担表により両社の業務区分が明確となっている。指定管理者の業務は、募集事務、入居事務、退去事務、徴収事務等、多岐にわたり、山形県と協力し県営住宅等の適正かつ円滑な管理を行うとされている。指定管理者が行う徴収事務には滞納整理が含まれ、①催告状の起案及び送付、②電話による催告、③臨戸訪問による指導、④連帯保証人への通知及び請求、といった未納者に対する納入指導も指定管理者の業務である。

滞納整理事務の詳細な内容を示したのが、「県営住宅家賃滞納整理事務処理要領」であり、総合支庁担当者及び指定管理者は当該要領に基づき、滞納整理事務にあたっている。

(実施した手続き)

監査人は、村山総合支庁、置賜総合支庁、庄内総合支庁において現地調査を行い滞納発生に関する事務手続きの検証を行った。また、総合支庁担当者への質問を実施し、徴収事務の実施状況を把握した。取引は、「長期滞納者一覧表」「平成 24 年度発生分滞納者リスト」「未納者一覧表(年度)平成 25 年度」から抽出した。

具体的には、抽出した取引について、以下の資料に基づき検証を行った。

- ① 催告状
- ② 催告書
- ③ 連帯保証人への請求
- ④ 誓約書
- ⑤ 督促に関する記録簿

(監査の結果)

(1) 連帯保証人への弁済請求書の送付について

村山総合支庁抽出の滞納者に関して、連帯保証人への弁済請求書の送付が遅れた事案が確認された。「県営住宅家賃滞納整理事務処理要領」によれば、納付の督促等をしても納付がなく滞納額が家賃の 3 か月分に相当するに至ったときは、滞納者及び連帯保証人に対して請求を行うこととなっているが、当該案件では連帯保証人に弁済請求書が送付されたのは、家賃滞納が 8 か月に至った時である。これは、分納中あるいは入金予定を理由としている。

分納がなされていたとしても、連帯保証人へ弁済請求書の送付が必要である。結果として、連帯保証人が文書で滞納を確認する時期が大幅に遅れた。早期の未収解消または防止には、連帯保証人との連携が不可欠であり、事務処理を徹底する必要がある。【指

## 【摘事項】

### (2) 事務フローについて

「県営住宅家賃滞納整理事務処理要領」第4 催告状発行によれば、滞納額が家賃の3か月分に相当するに至ったときは、滞納者及び連帯保証人に対して請求を行うこととなっている。しかし、「県営住宅家賃滞納整理事務の手引き」の「県営住宅使用料に係る滞納事務整理事務フロー（督促手続き）」では、累計滞納額が3か月分以上となったときに「連帯保証人への指導依頼」、累計滞納額が6か月分以上となったときに「連帯保証人に対する請求」となっており、事務処理要領と整合していない。事務処理のよりどころとなる手引きの未更新は現場での処理を混乱させるものであり早期に是正が必要である。【指摘事項】

### (3) 催告書送付リストについて

「未納者一覧表」は電算により処理されアウトプットされる帳票である。これに対し、催告書発送のためのリストは指定管理者が作成しており、未納者一覧表から自動作成されないため、作成に大幅な事務時間を費やしている。また、総合支庁により様式が異なる。

総合支庁名	リスト名称
置賜総合支庁	催告書・弁済請求該当者
村山総合支庁	催告書・弁済請求該当者
庄内総合支庁	催告書送付対象者

置賜、村山は同様式であり、庄内のみ異なる様式で作成している。いずれも記載内容に問題はないが、手作業により作成しているため事務コストがかかっている。未納者一覧表から必要な情報を取り出し、リストの自動作成が可能か検討し、事務コストの削減を検討されたい。【意見】

### (4) 不納欠損処理について

県営住宅の家賃は私法上の債権であり、要件を満たせば不納欠損処理が可能である。ただし、不納欠損の要件は厳しく、手続きも煩雑である。地方公共団体の人事政策により所管の担当者は数年で交代となる場合が多く、ノウハウは蓄積しづらい。

このような状況を鑑み、庄内総合支庁では、「県営住宅家賃滞納整理の手引き」を参照し、「県営住宅滞納家賃不納欠損処理チェックリスト」「県営住宅滞納家賃不納欠損処理フロー図」を独自に作成し、事務の効率化を図っている。

このような有意義な取組みが、ひとつの総合支庁のみの事務の効率化ではなく、他の総合支庁でも展開・共有されるように、所管部署で検討をされたい。【意見】

## 2. 弁償金（健康長寿推進課）

### （制度概要）

平成 24 年度末の弁償金収入未済額は 209,887 千円であり、この内訳は下表のとおりである。

部局	予算主管課	科目名	平成 24 年度末収入未済額（千円）
健康福祉部	健康長寿推進課	弁償金	169,489
農林水産部	農村計画課	弁償金	25,721
県土整備部	管理課	弁償金	14,676

健康福祉部健康長寿推進課において、平成 24 年度末残高と同額の 169,489 千円が収入未済として、平成 24 年度に新規発生した影響により急増している。健康福祉部健康長寿推進課は通常、資金の貸付や使用料手数料の徴収を行う部署ではなく、収入未済が発生することはまれである。

当該収入未済は、平成 8 年におきた「彩福祉グループ贈収賄事件」に係る損害賠償請求訴訟に勝訴したことによる賠償金である。当該事件は、彩福祉グループ元理事長が山形県と埼玉県における特別養護老人ホーム等の建設に絡み便宜を受けるため、当時の厚生省事務次官及び厚生省キャリアの埼玉県高齢福祉課長に対し、賄賂を贈った事件である。平成 10 年 6 月に、東京地方裁判所において、元理事長は贈賄罪で懲役 1 年 6 か月の実刑判決を受けた。

また、元理事長は、彩福祉グループの特別養護老人ホーム施設建設工事に、元理事長が実質的に支配する JWM（株）を介在させて、事業費を水増しし、いわゆる「丸投げ」と呼ばれる手法で施設整備補助金を不正に受給した。山形県は、施設整備補助金の不正受給を正すため、平成 10 年 8 月 5 日に元理事長を被告に損害賠償請求を山形地方裁判所に提起し、平成 14 年 3 月 26 日に全面勝訴した。

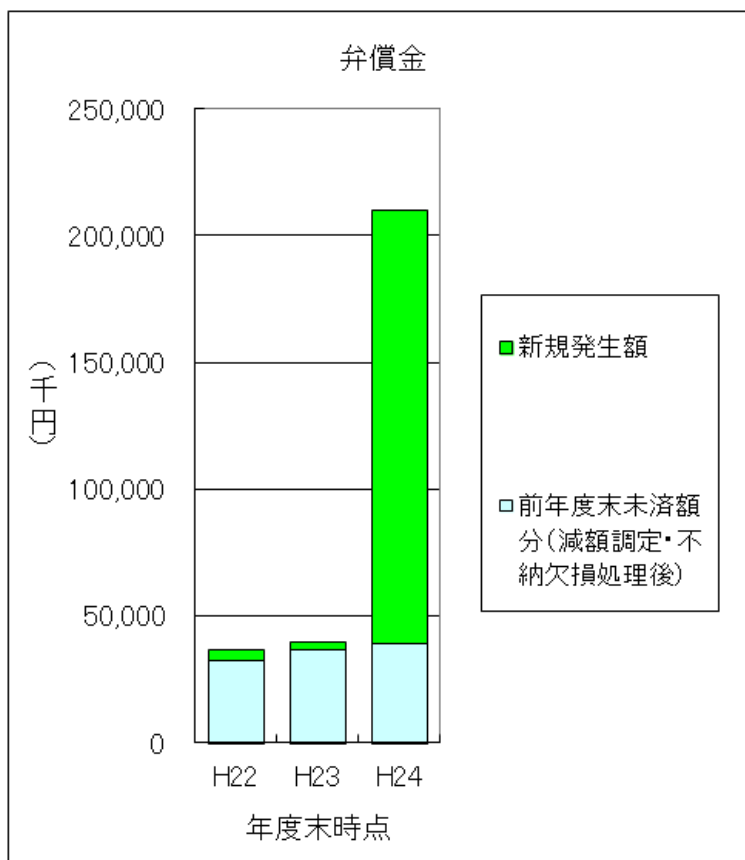
平成 14 年 12 月 14 日に判決が確定し、平成 24 年 12 月 15 日の時効を迎えるに当たり、時効を中断し今後とも債権の回収に取り組むため、歳入調定を行い収入未済計上となったものである。

なお、当該債権の回収実績はゼロである。

(収入未済の現状)

彩福祉グループ贈収賄事件は、平成 14 年 12 月 14 日に判決が確定し山形県として回収事務を行ってきた債権であるが、収入未済として計上されたのは平成 24 年度である。決算上は平成 24 年度の未収金が急増したことになるが要因は平成 8 年に発生しており、平成 24 年度の計上は、平成 24 年 12 月 15 日の時効を迎えるに当たり、時効を中断し今後とも債権の回収に取り組むため、歳入調定を行い収入未済計上となったものである。

弁償金の収入未済額の過去 3 年間の推移は下表のとおりである。



社会福祉法（昭和 26 年 3 月 29 日法律第 45 号）及び「社会福祉法人に対する補助に関する条例」（昭和 36 年 7 月 14 日山形県条例第 24 号）に基づき、社会福祉事業を振興し社会福祉法人が社会福祉施設を整備する目的で、社会福祉法人に対して補助金の交付がなされる。

当該事件は、社会福祉法の「福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資する」という目的を利用し、補助金を不正に受給した極めて悪質な事件である。

「社会福祉法」より抜粋

(目的)

**第一条** この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

(助成及び監督)

**第五十八条** 国又は地方公共団体は、必要があると認めるときは、厚生労働省令又は当該地方公共団体の条例で定める手続に従い、社会福祉法人に対し、補助金を支出し、又は通常の条件よりも当該社会福祉法人に有利な条件で、貸付金を支出し、若しくはその他の財産を譲り渡し、若しくは貸し付けることができる。ただし、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）及び地方自治法第二百三十七条第二項の規定の適用を妨げない。

「社会福祉法人に対する補助に関する条例」より抜粋

(趣旨)

**第1条** この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第58条第1項の規定により社会福祉法人に対する補助金の交付の手続を定めるものとする。

(実施した手続き)

監査人は、健康長寿推進課担当者に対する質問、関連する資料の閲覧により、山形県の当該債権の回収に関する取組みの検証を行った。回収に関する取組みに関して、主な経緯を時系列に示すと下表のとおりであった。

平成14年	山形県地方裁判所：山形県の全面勝訴
平成15年	確認文書送達（回答なし）、電話連絡（不在）、訪問（不在）
平成17年	確認文書送達（回答なし）
平成19年	調査会社に依頼し、資産調査 土地5筆（4,438.92㎡）建物3棟を所有
平成20年	確認文書送達（弁護士より回答書） 資力なく支払い不能
平成24年	債権差押命令申立（差押はできなかった）
平成24年	督促状送付（到達日をもって時効10年延長）

(監査の結果)

結果として、元理事長には資力がなく、山形県としては現在のところ回収の見込みはない。引き続き、元理事長の資力把握に努め、回収が見込める資産等が確認された場合には、迅速な対応に努められたい。

なお、当該事件の教訓により、山形県では平成9年度から第三者委員による「山形県社会福祉法人・施設整備協議会」を設置し、社会福祉法人の設立や社会福祉施設の整備に関して意見を伺うなど適切な措置を講じ、再発防止に備えている。